

## 5. 保健学研究科

### (1) 理念・目的

#### (理念・目的等)

- 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学・大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性
- 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

#### [現状説明]

保健学研究科は、“真・善・美の探究”という本学建学の精神に則り、「保健、医療、看護及び福祉の専門分野において、広い視野と豊かな学識を有し、専門性の高い業務を遂行する人材、並びに研究能力を有する人材を養成することを目的とする（杏林大学院学則第4条の2）。

この理念・目的・教育目標は、研究科の学生および教員に対しては、毎年研究科で作成、配布している「保健学研究科 大学院要項」の中で詳しく説明しており、さらに大学のホームページ上でも公開している。

平成18年度末までに、修士（保健学）171名、博士（保健学）64名に学位を授与し、多くの人材を養成してきた（「(四) 学位授与・課程修了の認定」の項参照）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

建学の精神に基づいた理念・目的は、「学問の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」という学校教育法第65条に定める大学院の目的に沿ったものである。

教育の目的のうち「専門性の高い業務を遂行する人材」の養成は、高度専門職業人の養成のことであり、主として博士前期課程の教育目標である。また「研究能力を有する人材」の養成は主として博士後期課程の教育目標であり、研究者ないしは大学での教育職の養成である。前期課程と後期課程の教育目標をこのように設定することにより、明確な目的意識を持った大学院生を募集することができ、社会人学生の学習意欲にも適合した教育ができる状況にある。

これらの目的の達成状況であるが、保健学研究科では、設立当時から博士前期課程、後期課程とも徹底した少人数教育を採用し、個々の学生の多様な希望と能力に柔軟に対応したテイラーメイドな教育プログラムを作成・実践して多くの人材を養成しており、上記の理念・目的はほぼ達成されているといえる。しかし、とくに博士前期課程の高度専門職業人養成という目標に限った場合、科目設定や授業内容が昨今の医療関連技術の急速な進歩を反映したものであるか、チェックする体制が不十分であったきらいがある。

なお理念目的等の周知方法の有効性については、学則に定められた内容を具体的な形で大学のホームページ上および「保健学研究科 大学院要項」で解説している。さらに毎年度始めに新入生及び在学生に対しガイダンスを行い口頭でも詳細に説明しており、周知方法は有効に機能しているといえる。

**[改善方策]：理念・目的**

今日の医療関連分野の急速な発展に沿った柔軟な教育システムの構築が必要である。これに関しては、保健学研究科の組織再編と合わせた再編案がすでにまとめられ、平成20年度から現在の保健学専攻から看護学専攻を独立させた2専攻とし、さらに保健学専攻自体の再編も行うことで、最近の進歩に十分対応した研究教育システムを構築できると考えている。

**(2) 教育内容・方法等****(一) 教育課程等****[目標]**

保健、医療、看護および福祉といった保健学を構成する各専門分野において、博士前期課程(修士課程)ではそれぞれの分野における高度専門職業人の養成に、また博士後期課程(博士課程)では、各分野において自立して研究活動を行うことができる研究能力を有する人材の養成に特化した課程とすることを教育課程の目標としている。

**(教育課程)**

- 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- 博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性
- 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

**[現状説明]**

医療をめぐる現代科学の急速な進歩に対応するため、保健学研究科は博士課程を通じて、地球環境及び生活環境を中心とする「環境科学」、保健、医療、看護、福祉を包括する「健康科学」、臨床検査技術をめぐる「検査科学」、人間を分子から個体レベルまで広くとらえる「生命科学」を4本の柱とし、博士前期課程については、高度専門職業人の養成を強く意識し、健康科学分野を「保健・福祉の科学」と「医療・看護の科学」に、検査科学分野は「病態の検査科学」と「病因の検査科学」に、生命科学分野は「個体の生命科学」と「細胞・分子の生命科学」にそれぞれ専門分野を分割し、より現場に近い職業人の養成が可能な体制にしている。

また、学生一人一人の希望と能力に見合ったきめ細かな対応を心がけ、保健学研究科では開設当初から募集人員を少なくし、各学生にみあうテイラーメイドの教育体制をとっている。

授業科目は主科目・副科目制を採用し、狭い専門分野のみならず、広い範囲の科目が履修できるよう配慮されている。

研究指導に関しても博士前期課程では「総合実験」、後期課程では「特別研究」として授業科目を定め、個々の学生に十分な指導の時間を配している。

また保健学研究科には教育職員免許法に基づく教職課程が置かれている。すなわち一種免許状を有している者が2年以上在籍し、所定の単位を修得した後、修士の学位を取得した場合に養護教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状（保健）、および高等学校教諭専修免許状(保健)の専修免許状が取得できる。

本研究科の教育内容と学士課程の教育内容の関係は、学部基礎を置く形にはなっているが、必ずしもそれにこだわらず、より広い視野にたった高度専門職業人および研究者の養成を目指しているため、学科とは異なった編成になっている。また各専門分野を構成する教員も、所属する学部学科にこだわらず、本来の教員の専門分野によっている。

ただし、一応の対応関係はあり、博士前期課程における「病因の検査科学」と「病態の検査科学」分野は主として臨床検査技術学科と関連が深く、「環境と健康の科学」「保健・福祉の科学」は保健学科と、また「医療・看護の科学」は看護学科および保健学科との関連が深い分野となっている。またより基礎的な分野として「個体の生命科学」および「細胞・分子の生命科学」が設定されている。

教職課程における専修免許状の取得を目指す学生は、まず学部教育で、一種免許状を取得した後、修士課程で専修免許状の取得を目指す。

一方、博士前期課程と後期課程の教育内容の関係は、前述のごとく研究科全体としては、「環境科学」「健康科学」「検査科学」及び「生命科学」の4分野を柱とし、博士前期課程はより実務に習熟した高度専門職業人の養成をめざして細分した7分野で編成されている。

前期課程と後期課程の関係は、後期課程の「環境科学」は前期課程の「環境と健康の科学」の上に位置し、「健康科学」は「保健・福祉の科学」と「医療・看護の科学」の上に、「検査科学」は「病態の検査科学」および「病因の検査科学」の上に、「生命科学」は「個体の生命科学」および「細胞・分子の生命科学」の上に位置する関係にある。

授業科目の構成および教員の配置もこの関係にあり、それぞれが順を追ってより高度な授業内容になるように配慮している。

入学から学位授与までの教育システムは、専門分野のみの教育ではなく、より広い視野に立った学生を育てるため、専門分野以外の多くの副科目の履修を義務付けている。また研究指導についても、授業科目同様に多くの単位を与えることにより、指導教員がマンツーマンで指導できる体制をとっている。

また後述するように、各セメスターの最後に「研究報告会」を開催し、公開の場で各学生が研究の進捗状況を報告する制度をとっている。これにより研究教育内容に問題があると判断された場合には、学生及び指導教員にその旨勧告し、改善を促すことができる。さらに平成18年度から、指導教員と学生により各学生の研究教育計画書を作成することを義務付けており、大学院委員会がその内容を確認し、必要に応じてそれを公開するシステムも採り入れている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

本研究科の教育課程は保健学という学際的な領域において、専門分野のみならずそれを支える基礎的な学問領域、あるいは関連する学問領域の学習を、主科目、副科目制を採用すること

により広く学ばせるよう配慮されており、教育上の目的を達成するために必要な基礎科目は一応設定されているといえる。また、開設当初からの教育方針である少人数教育は、単なる知識の詰め込み教育ではなく、各学生の目指す高度専門職業人に見合った知識や技術、研究方法を修得させることを目指しており、テイラーメイドな教育体制として評価できる。

また昨今推奨されている教職課程における専修免許状の取得課程も早い時期から整備されており、特に養護教育に関しては、医療分野の教育が充実している数少ない研究科である。

この教育課程は、研究科の理念・目的、および教育課程の目標にかなったものであり、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項の理念と軌を一にしている。すなわち「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的、および「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的にかなった教育課程である。

しかし、昨今のこの分野における進歩のスピードは年毎に増しており、又社会の要請も変化している。現在の専門分野あるいは授業科目の編成が、学問の進歩や社会の要請に見合っているかの再検討の時期に来ており、各分野の先端技術にふれる内容の科目についても設定する必要があると考えられる。また昨今の看護系の社会人及び学生の大学院進学意欲は非常に増しており、その要望の受け皿としての機能が果たされているとはいいいにくい。

また、本研究科と学士課程の教育内容の関係については、学士課程のそれにこだわらず、より広い視野にたった高度専門職業人および研究者の養成を目指すという教育内容に沿ったものである。また各専門分野の教員配属も本来の専門分野を反映したものとなっており、教員同士の連携が深まり、効率的な教育がなされる環境が整っている。

博士前期課程が目指している高度専門職業人は、保健学部が育成している臨床検査技師、看護師、保健師、養護及び保健教諭、臨床工学士あるいは救急救命士といった専門職の資格を有する者に、さらに高度な知識や技術を教育しようとするものであり、学部の卒業生はもとより、それぞれの専門職に現在就いている社会人のニーズも的確に反映した教育内容になっている。

さらに、博士前期課程と後期課程の教育内容の関係において、両課程の専門分野の数が異なっているのは、前期課程が、より実務に習熟した高度専門職業人の養成をめざしているための細分であり、そこで得た知識や技術は、「各分野において自立して研究活動を行うことができる研究能力を有する人材の養成」を目指す後期課程に進学した場合にも十分に役立つ内容になっている。

また、大学院に入学する当初から研究者を目指す学生の場合には、前期課程、後期課程を通した5年間の教育課程として、研究教育指導計画書を作成するよう、各指導教員に求めている。これらから、前期課程と後期課程の教育内容は研究科の目的および教育課程としての目標に合致しているといえる。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性における、入学から学位授与までの教育システムは、より広い視野に立った学生を育てるための様々な工夫がなされており、自然科学系の大学院における教育システムとしては適切である。

(授業形態と単位の関係)

- 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

各授業科目の単位計算方法は、学則及び保健学研究科履修規程によって定めており、これを遵守している。すなわち1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としているが、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して、1) 講義および演習については毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とすること、2) 実験・実習および実技については毎週2時間から3時間、15週の授業をもって1単位とすることと定められている。

[点検・評価(長所と問題点)]

学則及び履修規定に定められた方法でそれぞれの科目の単位数が設定されており、これを遵守しており適切である。

(単位互換、単位認定等)

- 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

[現状説明]

大学院学則第22条2項に、「各研究科において教育研究上有益と認めるときは、別に定める規定により他大学の大学院または研究所等と予め協議の上、当該他大学の大学院又は研究所等の授業科目を履修させることができる。」とある。さらに第3項で「前項の規程により履修した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。」と規定しており、単位互換制度の実施に差し支えないようになっているが、最近3年間では、一度も利用されていない。各授業科目の単位計算方法は、学則及び保健学研究科履修規程によって定めており、これを遵守している。

[点検・評価(長所と問題点)]

医療分野の昨今の急速な複雑化・高度化は、当研究科の専任教員や施設のみでは対応できない部分も多くなってきているという現実を考慮すれば、単位互換制度を採り入れ現在の状況を改善すべき時期にきていると考えられる。

単位認定は、学則及び履修規定に定められた方法でそれぞれの単位数が設定されており、適切である。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

- 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

[現状説明]

保健学研究科では、社会人学生に対し、以下のような便宜を図り、それをホームページや募集要項等に明示している。

## 1) 趣旨

保健学研究科においては、社会人の継続研修および再教育の場を提供するとともに、大学と地域や産業界との連携を深めることを目的として、その門戸を社会に向けて開放している。その一環として、社会人の勉学を容易にするために、社会人特別選抜で入学し、入学後も社会人の身分を有する学生（社会人学生）に対して、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による教育を実施している。

## 2) 本研究科における社会人学生の定義

社会人学生とは、学校、研究所、官公庁、会社、非営利団体等に1年以上勤務し、かつ入学後も就業を継続する者をいう。

## 3) 履修についての特例（夜間開講・土曜日開講の実施）

平成18年度に、夜間開講・土曜日開講可能科目として設定された授業科目は募集要項の別表（募集要項参照）に示すとおりである。該当する学生は、事前に授業担当教員に申し出ることでより夜間あるいは土曜日に履修することができる。

平成19年度在学中の博士前期課程12名のうち5名が、後期課程4名は全員がこの社会人特別選抜での入学者であり、この制度は十分に活用されている。

留学生に対する特別な規則は制定していないが、科目履修や単位の認定において個々に配慮している。

## [点検・評価（長所と問題点）]

平成19年4月現在、保健学研究科の学生16名中9名が社会人学生であり、社会人に対する教育の機会を与えるという意味では十分にこの制度は機能している。

夜間開講、土曜日開講科目も各年度初めに公開しており、その開講状況も各専門分野内での調節により、春学期、秋学期にほぼ均等に開講され適切に運用されている。

問題点として、地理的な環境があげられる。いかに夜間開講がなされていても、社会人にとって就業後に八王子中心部からかなり離れた当大学までの通学は厳しいといえる。

## (研究指導等)

○教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

○学生に対する履修指導の適切性

○指導教員による個別的な研究指導の充実度

## [現状説明]

保健学研究科の論文指導の考え方として、修士および博士論文指導をそれぞれ「総合実験」および「特別研究」という形で授業科目として設定し、それぞれ10単位という大きな単位を与えている。これは保健学研究科では実験ないし調査が研究方法の主体となるため、各学生に見合った研究方法についてマンツーマンのかたちで個別指導をすることを目標としているからである。こうすることによって単に研究業績を追い求めるのではなく、自立して様々な観点から問題点を整理し、解決する能力（問題解決能力）の育成が可能となるし、科学的な根拠に基づいた論文の作成法を学生一人ひとりにきめ細かく指導することができる。

また、履修指導は下記の通り行っている。

## 1) 研究教育計画書の作成

入学後に、研究指導教員が担当する学生についての研究教育計画書を作成し、指導教員、学生、および大学院委員会が保有することを義務付けている。これにより、在学期間内に何をどこまで明らかにする予定を上記3者が共有でき、その後の研究進捗状況を確認する根拠になる。

## 2) 研究報告会

各セメスターの終了時に研究の進捗状況を報告する「研究報告会」を大学院教務委員会が主催して開催している。これは学生自らの研究の中間的なまとめをする場であるとともに、発表やディスカッションの仕方を訓練する場としても機能している。また他の学生の研究内容についても知ることができ、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させる場でもある。なおこの研究報告会では研究成果が出ているかを性急に問うことはせず、研究目的や方法、結果の統計処理などを十分理解できているか、結果の解釈に必要な知識の修得ができているか等の確認が主体である。

また学生は自分の研究内容を発表することにより、指導教員以外の意見を聞くことができ、又研究方法等に関するアドバイスなども可能になる。研究の遅れに対しては、指導教員に対し注意・助言を与える機会でもある。

なお、論文要旨発表会を最終セメスターでは論文審査に先立ち、論文要旨発表会を開催し、討論に十分な時間を割いている。

## [点検・評価（長所と問題点）]

論文指導の考え方として、論文指導を授業科目として十分な時間を割り、また各学生の能力に応じたマンツーマンの指導体制を布いており、本研究科の教育目標を適切に実行したものとなっている。

履修指導については、学位論文の指導に関しては、種々の方法でしかも十分な時間を割いて実行されていると評価できる。特に各セメスターに開催される研究報告会では、大学院委員会および研究科委員会、指導教員および学生の間での競争意識を芽生えさせ、学問的な刺激を惹起させるよい機会を提供している。

一方、前期課程の場合、高度専門職業人としての知識や技術の修得に加えて修士論文の作成も2年間で行わなくてはならず、決して十分な時間があるとはいえない。いかに効率よく知識を整理して修得させるかが重要な問題であり、研究の効率化、活性化をもたらす意味でも研究教育計画書の作成は重要である。

ところで前期課程の研究テーマは学部学生の時の卒業研究をさらに発展させたものである場合が多い。こうした方法は学部教育と大学院教育を連続した研究過程として捉えるものであり、大学院での研究指導にスムーズに移行できる環境を整えているといえる。

## [改善方策]：教育課程等

### 1. (教育課程)

医療分野における知識や技術の急速な進歩に伴い、保健学部という4年間の学士課程教育では、ややもすると対応しきれない状況に至っている現在、より多くの学生を研究科で受け入れ、高度専門職業人となる教育を施す教育プロジェクトの立案が必要である。

平成18年度から新たな教育プロジェクトの検討に入っており、教育課程の平成20年度からの再編を目指している。具体的には、博士前期課程に看護学専攻を新たに設置し、専門看護師や、医療安全管理の専門化の養成を目指すと共に、保健学専攻についても、高度専門職業人の養成をより前面に打ち出し、高度専門職業人養成科目などの授業科目を大幅に増やす等、多彩な学生及び社会の要求に応えられるよう再編をしており、これを適正に運営するよう努める。

## 2. (単位互換、単位認定等)

近隣の他大学大学院や研究所との積極的な単位互換性や研究協力を推進すべきである。それにはまず各々の教員ないしは専門分野毎に、その可能性を探っていくとともに、ホームページ上などで各専門分野ないしは各教員の研究成果の公開をするなど、他大学院の同様の希望を積極的に受け入れる。

## 3. (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

立地条件に関しては、三鷹キャンパス等、交通至便な場所で講義の一部を開講することを検討する。また他大学の大学院や研究所などとの単位互換制度や単位認定制度を積極的に活用することで、今後も増加すると思われる社会人の生涯学習意欲に応えたい。

## 4. (研究指導等)

現行のさまざまな方策が適切に運用されているか、またさらに改善が必要かを、研究科委員会を中心に定期的にチェックし、社会の要請に柔軟に応えることのできる教育課程を目指す。

指導体制の監視は研究の活性化につながることもあるが、研究の干渉となる危惧もあるので慎重に行う。

## (二) 教育方法等

### [目標]

多くの学生を、各専門分野の優秀な高度専門職業人ないしは研究者として社会に送り出す。

### (教育効果の測定)

#### ○教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

#### [現状説明]

##### 1) 教育・研究指導の効果を測定するための方法

教育・研究指導の効果の測定は、授業についてはレポート、口頭試問もしくは筆記試験によって講義担当者が評価している。研究指導上の効果については、まず各セメスターの最後に行われる研究進捗状況の報告会において研究が順調に進行しているかを確認し、学位論文の提出時に行われる学位論文要旨発表会によってその内容を公開した後、研究科委員会が選出した審査委員によって行われる論文審査及び最終試験がおこなわれる。

##### 2) 博士前期課程・後期課程修了者の進路状況および就職状況

博士前期課程修了者については、博士後期課程への進学、大学の教員、研究機関の研究員、および病院や一般企業への就職が課程終了時にほぼ全員が決定している。

博士後期課程修了者については大学（当大学及び他大学）の教員となるものが多く、その他

の学生も研究機関の研究員（ポスドクを含む）や一般企業の研究所に就職している。ただし前期課程から後期課程への進学はごく少数にとどまっている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

現行のシステムによって支障なく適切に行われている。就職先については教育機関や高度専門職などへの就職が多く研究科として順調に機能している。

前期課程から後期課程への進学率を増やす方策を検討すべきである。

**(成績評価法)**

**○学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性**

**[現状説明]**

授業の成績評価方法については、各担当教員の判断にゆだねられているが、年度始めに大学院要綱に評価方法を科目毎に明示している。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

授業科目の内容によって、成績判定の方法が異なるのは当然であり、一律な評価方法を採用する必要はないと考える。

**(教育・研究指導の改善)**

**○教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況**

**○シラバスの適切性**

**○学生による授業評価の導入状況**

**[現状説明]**

平成18年度から、現在の教育システムに関して大学院教務委員会を中心に検討を開始しており、平成20年度からの組織改編を目指して保健学部にも所属する全教員がそれぞれの役割について再検討している。

シラバスについては、学部の講義とは異なり受講する学生がはるかに少ないため、15回分の講義内容を細かく設定するのではなく、教育目標とそれを達成するための凡その講義内容のみを明らかにし、学生の理解度を確認しながら適宜講義内容の変更を加えている教員が多い。なお成績評価方法についてはシラバスに記載している。

学生による授業評価、満足度調査は少人数教育を徹底していることもあり行っていない。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

博士前期課程では高度専門職業人の養成、後期課程では研究者の養成という教育目標をより効果的に達成するための方策を、学部・研究科を挙げて検討しており、その成果が平成20年度からの組織再編につながったことは評価できる。今後1～2年は、従来の教育体制と新体制の学生が混在するため、混乱することもありうるので注意が必要である。

シラバスに関しては、現状で述べたごとく、少人数教育の特徴、すなわち各学生の理解度に応じたテイラーメイドの教育をする必要があり、年度始めに細部にわたって講義内容を提示する必要はないと考えるが、成績評価基準を明示していない点は、学生に対し到達すべき目標を

より明確に意識させるという観点からも改善する必要がある。

学生による授業評価等は、学生の人数は極めて少数であり、教員とのコミュニケーションもうまく取れている現在、導入の必要はないといえる。

#### [改善方策]：教育方法等

##### 1. (教育効果の測定)

ポストクの就職難が社会問題となっているが、保健学領域においては多くの就職先があることの広報を、ホームページ等を活用して行う。

##### 2. (成績評価法)

本研究科は各学生に対してテイラーメイドの教育を行っているため、成績の評価は絶対評価のみならず各学生の教育目標に応じた到達レベルを加味した評価をする必要がある。このような評価方法は学生の勉学意欲をさらに増す可能性があり、教員各位に周知させる。

##### 3. (教育・研究指導の改善)

個々の教員が授業の中で各学生の理解度を確認しながら適宜授業計画を変更し、それを学生に伝えていく努力が必要である。また専門分野ごとに教育内容および各学生の理解度につき情報を交換し、教育方法を検討していく。またシラバス上に成績評価基準を早急に明示する。

### (三) 国内外における教育・研究交流

#### [目標]

国際的に活躍できる高度専門職業人や研究者の育成をするため、研究成果を英語で発表できる学生を学部教育と連携して養成していく。

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

○国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

#### [現状説明]

国際化への対応にむけた国際交流の基本となる英語については、入学試験においても最も重点を置いてチェックしている。また英語の学術論文に常に接触する環境を整えるための方策を、上記の再編問題と絡めて検討中である。現状では海外最新文献の講読などは各研究室の判断で行っている。

また海外の研究者を招聘しての国際交流（セミナー等の開催）を行っている（保健学部の項参照）。

なお国内外の大学院間の組織的な教育研究交流は現在行っていない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

専門分野および研究室によって、国際化に関する取り組みの方針は大きく異なっている。分野別にみると生命科学分野が最も進んでいる。これはこの分野が基礎的な研究者を育成する分野であり、国際レベルでの教育研究交流が密になるためである。他の分野に関しては主要英文

誌からの最新情報の入手が主目的となっている。分野毎のこのような差は特に問題ないと考えられるが、英文誌に常に親しむような環境作りが不十分である。

**[改善方策]：国内外における教育・研究交流**

- 1) 平成20年度からのカリキュラム再編で、英文雑誌の講読（ジャーナルクラブ）を必修科目として設定した。
- 2) 現在は研究室単位で行っている外国人研究者との交流に研究科としても積極的に関わり、大学院教育の一環とするよう単位認定などの面で検討する。

**(四) 学位授与・課程修了の認定**

**[目標]**

学位審査の透明性・客観性をさらに高めるとともに、質の高い研究がなされるような学内の環境作りを促進する。

**(学位授与)**

- 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

**[現状説明]**

学位論文審査を受けることができる者については当該課程の所定の単位を修得した者、あるいはこの条件を満たす見込みの者と研究科履修規程第6条に規定している。学位論文の審査基準については明文化されたものはないが、現在までの多くの学位審査の経験から、おおかたのコンセンサスが得られている。特に博士後期課程については顕著な研究業績を求めるのではなく、学位の質を確保（学位論文の主要部分を学会誌へ投稿：下記参照）しつつ、自立して研究活動を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識が修得できているかを論文審査および最終試験で確認している。なお修士および博士の学位は、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して授与される。これらの条件は学位規程、研究科履修規程に定められており、保健学研究科大学院要項で内容及び手続き方法を詳しく説明している。平成18年度末現在、修士（保健学）を171名に、博士（保健学）を64名（甲種29名、乙種35名）に授与している。別表5-1に過去5年間の学位授与状況を示す。

**別表5-1 保健学研究科における学位授与状況（過去5年間）**

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
修士号	10	12	7	3	5
博士号 甲種	2	1	3	2	0
乙種	2	1	2	1	2

学位論文（課程を経ない者の学位申請論文を含む）の要旨発表会を審査前に公開で十分な時間をとって実施しており、誰でも提出論文の内容につき質疑・討論に参加できる。

学位論文の審査委員は研究科委員会で選出されるが、審査の透明性・客観性を高めるため、審査委員は指導教員を除いた研究科委員会のメンバーから選出される。又必要に応じて研究科

委員会以外の教員等に委嘱している（杏林大学学位規程第11条）。選出された審査委員は学位論文の審査及び最終試験を行い、その結果が研究科委員会において審議・了承され、学長が承認することによって学位が授与される。

なお博士論文については、学位の授与を受けた日から1年以内に学位論文の主要部分を査読制度をとっている学術雑誌に印刷公表することを義務付けることによって、一定レベルの授与基準を維持している。また課程を経ない者の学位（博士）申請については学位規程及び内規において規定している。その手続き方法の大部分は上記の課程博士申請と同様であるが、申請があれば随時審査が行われる点、研究歴及び語学試験により申請資格の確認をする点、及び予備審査を行っている点が異なる。研究歴については内規に規定してある。語学試験は毎年2回、大学院の入学試験と同一日に施行している。本審査に入る前の予備審査についても内規に定めており、研究科委員会で選出された予備審査委員によりその内容等につき、本審査に入って差し支えないレベルであるのかを審査している。なお紹介教授及び指導教授は、予備審査委員及び本審査委員から外れる規定になっており、これらの審査が透明かつ公正に行われるように配慮している。

予備審査の結果は、研究科委員会に報告され、その内容が申請者に報告される。なお予備審査で不受理、ないしは本審査のために大幅な訂正が必要、という審査結果の場合には、その理由を具体的に指摘し、申請者にも書面にて連絡するようにしている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

学位授与の状況については、大学院への入学生数が定員に満たない年もあるので必ずしも多くない。しかし、多少の遅れがある例もあるが院生全員が学位を取得しているので、適切な研究指導が行われているものと評価できる。

学位論文の書き方及び取得手続きに関しては保健学研究科大学院要項などで学生に対し十分に周知徹底されている。

学位論文の審査基準については、多くの学位審査の経験からおおたのコンセンサスが得られているが、博士の場合には提出論文の主要部分につき査読制度を有している学術雑誌への印刷公表を義務付け、それも審査の参考とし、学術論文として一定のレベルを保つよう配慮されている。

また指導教授は審査委員から外れるという規定により審査の公正性が保たれており、論文要旨発表会を公開で実施することにより、審査の透明性を高めていると評価できる。論文提出による学位申請（乙種博士論文）については、申請があれば随時審査を行っており、申請者に配慮されている。また予備審査の段階で不受理となった論文については、その理由を詳しく申請者にも伝えており、審査基準やその客観性が保たれているといえる。

審査体制については、規程が整備されており、公開での論文要旨発表会、審査委員による予備審査と本審査及び研究科委員会の審議と何段階にもわたって厳正に審査されていると評価できる。

#### （課程修了の認定）

○標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

### [現状説明]

杏林大学大学院学則第6章：課程の修了要件に「在学期間においては特に優れた研究業績を挙げた者については前期課程、後期課程とも1年以上在学すれば足りるものとする」と規定されている。しかし保健学研究科においてはこの規定が適用されたことはない。

### [点検・評価（長所と問題点）]

本研究科においては、現時点までこの規定が適応された事例はないが、学則等でその基準は整備されており、特に問題はない。

#### [改善方策]：学位授与・課程修了の認定

##### 1.（学位授与）

平成20年度から看護学専攻を加えた2専攻体制となり、学生の募集人員も増加する。大学院への進学者数の増加を図って、学位授与の件数を増やすことが必要である。

##### 2.（課程修了の認定）

どのレベルの論文が、学則に謳っている「特に優れた研究業績」にあたるのか、研究科内でコンセンサスを得るため、教員相互のミーティングを定期的を設定する。

### (3) 学生の受け入れ

#### [目標]

学生募集の広報活動を積極的に行い、多くの受験生を獲得する。

#### (学生募集方法・入学者選抜方法)

##### ○学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

#### [現状説明]

大学院に関する広報活動は、学部学生に対しては2年次から各学期のガイダンス時及び年数回開催される就職ガイダンスにおいて、大学院の概要を各専攻の履修モデルを示しながら説明している。またホームページにおいても各専攻、専門領域の教育目標や授業概要および各教員の研究概要を明示しており、社会人に対しても希望する教育研究が可能か判断しやすいようになっている。

入学者の選抜においては、本研究科は Semester 制のため、博士前期課程、後期課程とも入試は毎年9月と2月の2回施行しており、入学時期も受験時に春学期、秋学期いずれかを選択することができる体制を採っている。

選抜方法は一般選抜と社会人特別選抜の2種類を採用している。社会人学生の定義は募集要項に明示しており、選抜試験の前に資格確認審査を行っている。試験科目は一般選抜が英語と専門試験、社会人特別選抜は英語と小論文で、これら筆記試験に加えて一般選抜、社会人特別選抜のいずれも面接試験を行っている。特に社会人特別選抜においては、あらかじめ研究計画書を提出させ、その実現可能性について面接の際に質問、確認している。

### [点検・評価（長所と問題点）]

在学生に対する広報活動は学部の2年から年数回にわたる大学院の紹介を行っており、またホームページでも情報を発信していることから、適切な広報活動がなされていると評価できる。また社会人学生の数も、平成19年度の在籍者16名のうち9名と過半数を占めており、社会に開かれた大学院という意味では貢献しているものと考えられる。しかし博士後期課程の学生数は少なく、今後は在籍者数をさらに増やすことが課題である。

#### (学内推薦制度)

○成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

##### [現状説明]

現在、実施していない。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

今後は、成績優秀かつ研究職志向の学部生に対して、より積極的に大学院進学を勧める学内推薦制度の必要性について検討していく。

#### (門戸開放)

○他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

##### [現状説明]

現在実施していない。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

学部、研究科の施設利用、図書利用など、大学の地域貢献の意味において検討すべき課題である。評価できる点は、大学全体で取り組みが開始された地域共創を基盤とした、大学主催の講演会及び自治体主催講演会などの講師派遣などの活動がある。

#### (飛び入学)

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

##### [現状説明]

現在実施していない。

ただし杏林大学大学院学則第26条および26条の2に定めるように博士前期課程、後期課程共に特に優れた研究業績を挙げた者については、修業期間を短縮できる。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

現時点においては、大学院学則に定める、優れた研究業績を挙げたものに対する就業期間の短縮措置があれば特に問題ないと考えられる。また飛び入学を実施するには学部教育課程と併せて検討する必要がある、今後の課題としたい。

(社会人の受け入れ)

○社会人学生の受け入れ状況

[現状説明]

平成19年度在籍学生数16名中9名が社会人特別選抜で入学している。特に後期課程在籍者は4名全員が社会人学生である。入学後は大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例として、夜間開講、土曜日開講を実施し便宜を図っている。また、入学後スムーズに研究活動に入ることができるよう、入試の前から希望する指導教員とあらかじめ研究計画を打ち合わせるよう募集要項やホームページで指導しており、学部学生との差を可能な限りなくすようにしている。

[点検・評価（長所と問題点）]

社会人学生に対して履修についての特例を設けていること、また入試の前から研究指導教員と研究計画を作成するよう定め、効率的な教育研究環境を整えようとしている点は評価できる。しかし社会に対する広報活動はいまだ十分とはいえず、卒業生を含めさらに多くの社会人に本研究科の情報を積極的に開示し、受験者を増やす方策が必要である。

(定員管理)

○収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

[現状説明]

現在の保健学研究科の収容定員は、保健学専攻の博士前期課程（修士課程）14名、博士後期課程12名の計26名である。平成19年5月1日現在の在籍者数は前期課程12名、後期課程4名の計16名で、充足率は前期課程86%、後期課程33%であり、特に後期課程での充足率が低い状況である（表18）。

[点検・評価（長所と問題点）]

博士前期課程については充足率が8割を超えており、現在の学生確保の方策が一定の効果を上げていると評価できる。

博士後期課程の学生充足率が低い点については、広報活動が不十分であることが最大の要因であると思われるので、ホームページやオープンキャンパスなどを通じた在学生及び卒業生を含む社会人に対する広報活動の充実化を図る必要がある。

[改善方策]：学生の受け入れ

1. (学生募集方法・入学者選抜方法)

大学院志願者獲得のために一層の広報活動が必要である。学部の知名度拡大施策と併せて広報活動を行う。

2. (社会人の受け入れ)

保健学研究科に対する社会の多彩な要求に対応するために、教育内容及びスタッフの質・量の検討を行うと共に、その結果を、ホームページなどを通じて速やかに社会に配信していく。また講義の多くを交通の便がよい三鷹キャンパスで開講するなどの措置を検討していく。

3. (定員管理)

博士前期課程、後期課程とも定員に満たない状況を打開するため、広報活動を充実させる。さらに修学意欲の高い看護師を大学院生として取り込むため、平成20年度より博士前期課程において保健学専攻から看護学専攻を独立させ2専攻として保健学研究科を再編した。保健学専攻については前期課程7名、後期課程4名、看護学専攻については前期課程7名を募集する。

#### (4) 教員組織

##### [目標]

各専門分野が研究教育活動の単位となり、教員の研究あるいは教育活動が効率的に推進されるような教員組織を形成する。

##### (教員組織)

- 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

##### [現状説明]

本研究科は教育課程の項で述べたように、個々の学生に見合ったテイラーメイドな少人数教育を目指している。これは昨今急速な進歩を遂げている検査医学、保健福祉科学、臨床工学、救急救命学及び看護学における高度専門職業人ないしは研究者の養成を目的としているためである。そのため学生数に対する教員の数が必然的に多くなっている。

研究科における講義課目は学部の教授および博士の学位を有する准教授が担当することにより、最新の知識を教授し高度専門職業人の養成にあたっている。

組織的な研究教育を実施するため、各専門分野に所属する教員は、学部の所属にはこだわらず、各教員の研究内容によって分野の所属を決定し、同一分野内で密接な連携体制を築いている。また最近多くなっている社会人学生に対する教育特別措置として行っている夜間開講・土曜日開講は、各専門分野で講義の約半数は可能になるように分野内で調整し、学生の便宜を図っている。研究科全体のこのような調整は大学院教務委員会が行っている。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

研究科が目指す学生毎のテイラーメイドな教育体制を維持・運営するための各分野内の教員相互の連携は十分とれている。ただただし各専門分野における教員数にはかなり偏りがあり、修正が必要な時期にきていると考えられる。

また研究科全体としての調整役である大学院教務委員会は、各分野から委員が選ばれており、分野間の調整役としての役割を果たしているといえる。

##### (研究支援職員)

- 研究支援職員の充実度
- 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

**[現状説明]**

研究支援職員という制度は本研究科には無い。

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) については制度化されており、学生の大部分はTAに登録され、学部学生の教育に携わっている。しかしRAは本研究科ではここ数年間運用されたことは無い。

**[点検・評価 (長所と問題点)]**

研究支援職員の制度が無いとため、大学院学生数を増やすことが、TAないしはRAの増加につながり、研究活動の活発化に益するといえる。

**(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)**

○大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

**[現状説明]**

研究科における研究指導や授業は学部の教授及び准教授が担当している。従って、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続については、保健学部の各項目に記したとおりである。

**[点検・評価 (長所と問題点)]**

適切に運営されている。

**(教育・研究活動の評価)**

○教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

**[現状説明]**

教員の教育活動及び研究活動の評価は、保健学部の各項目に記したとおりである。  
保健学部の同一項目を参照されたい。

**(大学院と他の研究教育組織・機関等との関係)**

○学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

**[現状説明]**

現時点では学内外の大学院と学部、研究所等との教育研究組織間の組織的な人的交流はなされていない。

**[点検・評価 (長所と問題点)]**

個別に他大学院の教員等を特別講師として招聘することはある。今後、本学の大学院制度改革の中での検討課題である。

**[改善方策]：教員組織****(教員組織)**

研究科の再編については、平成20年度から看護学専攻を独立させ、2専攻体制にするとともに、保健学専攻内の専門分野の再編案も整い、実行する段階である。

**(5) 研究活動と研究環境**

保健学研究科の教員は、保健学部教員が兼任しているため、保健学研究科教員の（一）研究活動、（二）研究環境については、「4. 保健学部」の同一項目を参照されたい。

**(6) 施設・設備等**

保健学研究科は専用施設を持たず、大学あるいは保健学部の施設・設備を共用しているため、保健学研究科の（一）施設・設備については「4. 保健学部」の同一項目、（二）情報インフラについては「1. 大学・大学院」の同一項目を参照されたい。

平成18年度末までに、修士（保健学）171名、博士（保健学）64名に学位を授与し、多くの人材を養成してきた（「(四) 学位授与・課程修了の認定」の項参照）。